

開成町あじさいまつり出店要綱細則

(第2条関係 出店の範囲)

- 1 出店できる範囲のうち実行委員会が認めた場合とは、農協敷地内、松ノ木河原土地区画整理事業地区内、瀬戸屋敷内等を指す。

(第3条関係 出店者の資格)

- 1 町外の個人、事業者等の新規の出店は認めない。
- 2 過去に出店していた団体については、店舗のづくり、出店にかかる態度、町への協力、苦情の数などについて総合的に判断して決定する。

(第4条関係 出店の申請)

- 1 別に定める期日とは、実行委員会が定める日とする。
- 2 土地所有者承諾書については、遅くとも出店者説明会までに提出する。

(第5条関係 出店の許可)

- 1 出店者説明会に出席しない場合は、出店を許可しない。
- 2 申請内容に疑義を発見し、改善がなされない場合は出店を許可しない。
- 3 申請内容の疑義とは、複数店舗の出店、土地の又貸し、店舗の構造上の問題、禁止品目の販売等の場合をいう。

(第6条関係 出店者の責務)

- 1 景観に配慮した店舗とは、市販テント（白又は白系統）、単管パイプづくり及び既存施設とし、パラソル型のテントの出店は認めない。
- 2 単管パイプや市販テントの周りをブルーシート、トタン、板等あじさいまつりにふさわしくないもので囲うことを禁止する。
- 3 のぼり旗は、店舗周辺のみ立てることを許可する。
- 4 出店時間の延長は、実行委員会と出店者が協議して決定するが、交通やイベント準備などの妨げにならないように注意する。
- 5 祭期間外の出店を希望する個人、事業者及び団体については、実行委員会と協議のうえ認める。
- 6 単管パイプ作りの出店者は、出店申請期日終了後速やかにすべて撤去すること。
- 7 出店者は、自己の販売において発生したゴミの回収はもちろんのこと、他店舗で販売されたゴミについても出店者間で協力し合い回収すること。

- 8 環境に配慮し、ペットボトル飲料の販売禁止及び植物由来原料(バイオマス成分 25%以上)のレジ袋を使用をすること。ただし、ペットボトル飲料の販売禁止は、水平リサイクルに協力する店舗を除く。

(第7条関係 禁止事項等)

- 1 水路及び官地部分への出店については認めない。パイプが交通の妨げになる場合は改善を指示する。ただし、通路等としてあじさいの株間を利用する場合は実行委員会が現場を確認して認める。
- 2 出店は1個人(事業所、団体)1店舗とする。ただし、実行委員会が認めた場合はこの限りでない。
- 3 出店申請は、代表者又は代理の者(その店舗で販売等を行うもの)が行うこと。代表者が異なっている場合でも、1人で複数の出店申請を行った場合は出店場所の又貸しと判断する。
- 4 ふさわしくない商品とは、衣類(古着)や中古品の販売をいう。ただし、福祉団体等のバザーについては、数少ない自主財源が確保の場所であり、実施日数も1日であることから実行委員会と協議の上実施を許可する。
- 5 かき氷及び焼きそばの販売については、禁止ではないが、出店場所及び値段等、実行委員会と協議の上実施を許可する。
- 6 酒類(生ビール等)の販売については、商工振興のために開成町協力団体以外の販売は原則禁止する。
- 7 竹の子については、お客さんからの苦情や山から盗まれたという話があったことから販売者を明確にするために証明書をつける。
- 8 あじさいまつりの開催前日及び終了翌日は、実行委員会で準備及び片付けを実施しており、交通の支障があることから準備片付けを禁止する。

(第8条関係 出店許可の取り消し)

- 1 実行委員会の指導等に従わない場合、文書をもって許可を取り消す。併せて実行委員会本部テント等で取り消しした出店者名を公表する。

(第9条関係 出店料)

- 1 出店料は強制ではないが、趣旨を理解していただきできるだけ協力してください。
- 2 金額については、店舗の大きさが10㎡未満は、1日当たり平日750円、土日2,000円、10㎡以上は、平日1,500円、土日5,000円とし、あじさいまつり期間中の出店日数に応じて支払うものとする。